

# 有田川町 手話言語条例を制定

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

「有田川町手話言語条例」が制定され、令和3年（2021年）12月1日に施行されました。耳の聞こえる人が声で会話するのと同じように、聴覚障害者は手や表情を使って視覚的に会話をします。その言語を「手話」といいます。この条例では、手話について興味を持ち理解を深め、聞こえる人も聞こえない人も共生できる地域社会を実現することを目的としています。

## 条例の概要

- **目的**／手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念や実施施策の基本事項などを定めることにより、全ての町民が共生することができ、地域社会を実現することを目的としています。
- **基本理念**／手話の理解および普及は、手話が必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本として行うことを基本理念としています。
- **町の責務**／手話の理解および普及を図り、手話が必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進します。
- **町民の役割**／基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するように努めます。
- **施策の推進**
  - ア. 手話に対する理解および普及に関する施策
  - イ. 手話通訳者の派遣等手話による意思疎通支援に関する施策
  - ウ. 前記の他、町長が必要と認める施策

## 実施している施策

● **手話講習会**／多くの方が手話の楽しさを知って親しめるよう、有田川町では、「子どもクラス」「初心者クラス」「ステップアップクラス」の3つのクラスを開催しています。手話を学んでコミュニケーションの幅を広げましょう。

	対象・内容	講習日時	場所
初心者クラス	基礎からきっちり学びたい方	毎月第1・第3水曜日 14時～15時30分	金屋庁舎2階 大会議室
ステップアップクラス	レベルアップしたい方	毎月第1・第3金曜日 19時～20時30分	金屋庁舎2階 大会議室
こどもクラス	小学3年生～中学3年生で手話に関心のある方	毎月第1・第3金曜日 19時～20時30分	金屋庁舎2階 小会議室

※講習日時・場所は変更になる場合があります。